

平成 30 年 2 月 19 日

始良市長 笹山 義弘 殿

始良市行政不服審査会
会長 山本 敬生

答 申 書

平成 29 年 11 月 30 日付け始都第 416 号により諮問のあった件について、下記のとおり答申します。

記

第 1 審査会の結論

始良市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について一部開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 開示請求の内容

審査請求人は、始良市情報公開条例（平成22年始良市条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定により実施機関に対し、平成29年7月14日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

帖佐第一地区土地区画整理事業に関する文書

- ① 換地処分通知書すべて
- ② 換地処分通知書発送簿のすべて
- ③ 使用開始通知書発送簿（A氏分のみ）
- ④ 区画整理内の土地で始良市が購入した土地について土地の地番の変更がわかる文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求について、①から④までの全ての文書について一部開示の決定（以下「本件開示請求に係る決定」という。）を行い、平成29年7月31日付け始都第218号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成29年10月16日に本件開示請求に係る決定（以下「本件処分」という。）についてこれを不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第4条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は平成29年11月30日付け始都第416号で条例第19条の規定により、始良市行政不服審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張趣旨

1 審査請求の趣旨

本件処分により一部開示とされた部分は開示すべきである

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(趣旨)

開示された文書で、情報公開条例第7条第2号に該当する部分、(氏名、住所)は不開示としたが、第7条第2号の(ア)に該当する部分(登記簿の住所、氏名)は開示すべきである。

(理由)

法務局で誰でも閲覧できる部分は、開示すべきである。始良市の担当課は情報公開条例第17条に該当するので不開示との説明であるが、担当課の勘違いでは。第17条には該当しない。開示すべきである。

第4 実施機関の主張趣旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

①から④までは、いずれも次の文書を、請求人が求める該当文書として、一部開示した。

| | 開示請求に係る公文書の件名又は内容 | 該当文書名 |
|---|---------------------------------------|--------------------------------|
| ① | 換地処分通知書すべて | 換地処分通知書発送簿 |
| ② | 換地処分通知書発送簿すべて | 換地処分通知書発送簿 |
| ③ | 使用開始通知書発送簿（A氏分） | 使用収益開始綴り |
| ④ | 区画整理内の土地で始良市が購入した土地について土地の地番の変更が分かる文書 | 用地先行取得協定書及び土地売買契約書等綴り 清算金台帳 |

本件公文書開示請求については、いずれも始良市情報公開条例第7条第2号に該当する特定の個人を識別できる個人情報に関する情報を含むため、一部開示とした。一部不開示部分については、本件文書において、「法令及び条例の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは言えないことから、始良市情報公開条例第7条第2号（ア）には該当しないと解される。

第5 当審査会における審査

1 審査の経過

本件審査請求に関する当審査会の審査経過は、以下の通りである。

| 年月日 | 審査経過の内容 |
|-------------------|--|
| 平成 29 年 11 月 30 日 | 実施機関から諮問を受ける 実施機関から弁明書を受領 |
| 平成 30 年 1 月 11 日 | 平成 29 年度第 5 回審査会 各委員に審査請求書、諮問書、弁明書を配付 |
| 平成 30 年 1 月 15 日 | 審査請求人に弁明書を送付。併せて、反論書の提出について通知。 |
| 平成 30 年 2 月 19 日 | 平成 29 年度第 6 回審査会 |

2 当審査会の本件処分にかかる判断及び判断理由

当審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を検討した結果、以下のよう
に判断する。

(1) 条例第 7 条第 2 号を理由とする一部開示処分の妥当性について

本件請求文書の記載事項である氏名及び住所については、条例第 17 条に該当
するか否かに関わらず、「個人に関する情報で特定の個人を識別することができる
もの」であると認められることから、条例第 7 条第 2 号に該当する状況と当
該部分を不開示とした判断は妥当である。

(2) 条例第 7 条第 2 号（ア）には該当しないとの解釈の妥当性について

条例第 7 条第 2 号（ア）に関し、「法令及び条例の規定により公にされてい
る情報」とは、登記簿に記載されている法人の役員に関する情報、不動産の権
利に関する情報等であり、「慣行として公にされている情報」とは、叙勲者名簿、
中央省庁の職員録等であり、「公にすることが予定されている情報」とは、請求
時点では公にされてはいないが、将来、公にすることが予定されている情報を
それぞれ意味する。

本件請求により開示されている①の文書については、換地処分通知書ではな
く、当該通知の発送に係る名簿である。併せて、②により開示されている文書
についても、同様の文書であり、直接不動産の権利に関する情報に当たるとは
言い難い。①及び②については、発送簿である以上、当該文書の不開示部分に
ついては、あくまで、個人の氏名、住所といった、特定の個人を識別すること
ができる情報であると認められることから、条例第 7 条第 2 号（ア）に該当し
ないとした、実施機関の解釈は妥当である。

(3) 適正な請求及び公文書の特定について

文書の開示を請求しようとする者は、条例第 1 条に定める本市情報公開制度
の目的に即して適正な請求に努めることが求められている(条例第 4 条)。また、
開示の請求に当たり、公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定する
必要がある(条例第 6 条第 1 項第 3 号参照)。

また、実施機関は、該当すると思われる文書を探索し、開示可能な公文書と
して、不開示部分に相当する部分以外は開示しており、本件処分は、条例第 3
条の趣旨に即し妥当であると判断する。

以上3点を総合して判断すれば、請求人の請求には理由がなく、よって冒頭の第1「審査会の結論」に達した。

3 付記

本件については、条例第1条、第3条、第4条の趣旨に反する取扱いが一部見られることから、審査請求人及び実施機関は、情報公開制度及び個人情報保護制度に即した、開示請求及び制度運用を行うべきである。

以 上

(答申に関与した委員の氏名)

山本 敬生
川崎 栄寿
鎌田 一典